

総合養育支援事業実施要領

第1 目的

未熟児等その身体的未熟性に起因する疾患等により障害や発育障害の可能性が高い児については、新生児期以降も長期的な支援が必要となる。

このため、母子保健法第8条及び地域保健法第6条から8条までの規定に基づき、市町の未熟児養育事業の円滑な実施のために必要な支援を行うとともに、広域的な観点から、未熟児に対する保健、医療、福祉等の関連施策との連携強化に努め、地域における未熟児に対する効果的なフォローアップ体制の整備を図ることを目的とする。

第2 実施主体

県が実施主体となり、市町及び医療機関等その他関係機関の協力を得て実施する。

第3 対象児

「出生時体重が2,000グラム以下、又は新生児期に特別な医療を要した児」を対象とする。

第4 事業の内容

1 調査及び分析

広域健康福祉センター（以下「センター」という。）は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、管内市町の未熟児養育事業の実施状況等の把握、評価及び分析を行う。

2 医療機関との連携

「栃木県周産期医療システム」に位置づけられた総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療機関に対し、本事業への協力を求める。（以下、協力を得られた医療機関を「連携医療機関」という。）

また、養育上支援が必要な児を早期に把握し、適切な支援に繋がられるよう、養育支援連絡票（別記様式1）及び養育支援訪問指導結果票（別記様式2）の活用を促すこととする。

3 連絡会議

(1) 総合養育支援事業関係機関連絡会議

未熟児支援体制の整備を図るため、連携医療機関及び市町等の関係機関による連絡会議を開催する。

(2) 養育支援関係機関連絡会議

センターは、管内の未熟児養育事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、医療機関、療育機関、市町、保育所及び幼稚園等の関係機関による連絡会議を開催する。

4 養育支援従事者専門研修

未熟児の特性を十分理解したうえで指導に当たる必要があることから、対象児の指導に従事するスタッフの知識及び技術の向上を図るため、総合周産期母子医療センター等で未熟児の特徴や運動、精神発達等に関する研修を実施する。

5 養育支援グループ支援事業

センターは、未熟児等の保護者の育児不安の軽減を図るため、管内の状況に応じ、保護者同士の交流の場を確保するなど、グループ支援を実施する。

6 個人情報の取り扱い

本事業の実施に当たっては、対象児及びその保護者等に関する個人情報の保護について十分な配慮を行う。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

平成26年5月1日 別記様式1の一部改正